

平成 20 年 11 月 28 日

企業会計基準委員会御中

社団法人 日本証券アナリスト協会

実務対応報告公開草案第 29 号

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い(案)」について

このたび公開されました標記公開草案（以下「公開草案」）について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。

記

当協会では 11 月 4 日付けにて「公開草案」のベースである「債券の保有区分の変更に関する論点の整理」について意見書を提出し、わが国の会計基準における規定および銀行業界の状況等から保有目的区分の変更を認める必要はないと主張したが、「公開草案」がこれを受け入れなかったのは遺憾である。しかしながら、当協会の意見書提出日以降も信用危機は深刻化している兆しがあるなかで、貴委員会が区分変更を認めるとの公開草案を出したことには共感できる面もある。さらに、下記のとおり「公開草案」にはこれを緊急的な避難策とするための様々な工夫も見られ、この点では貴委員会の行き届いた検討に敬意を表したい。

- (1)注記事項を明確化し、かつ振替後の事業年度においても注記するとしたこと
- (2)売買目的有価証券からその他有価証券、売買目的有価証券から満期保有目的の債券、その他有価証券から満期保有目的の債券、のいずれの場合でも「稀な場合」においてのみ振替可能としたこと
- (3)遡及適用を認めているが、経営管理上の意思決定を前提としており、かつ遡及は平成 20 年 10 月 1 日からとされており、「公開草案」が本年末までに成案として発効すれば、既に終了した四半期を越える遡及適用ではないこと
- (4)適用時期を平成 22 年 3 月 31 日までとし、緊急避難策であることを明記していること
- (5)簿価を引き継ぐのではなく、振替時の時価で振り替えるとしていること

日本証券アナリスト協会は上記(1)～(5)が「公開草案」のまま変更されないことを前提に「公開草案」を支持する。なお、今回の検討にあたり、ある委員から「緊急事態において会計基準が変更を余儀なくされるといふのは、元の会計基準が間違っていたのではないか」という意見が寄せられたことを付記したい。

以上